

★ 広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（文化芸術課）

一 改正の要旨

広島県縮景園及び広島県立美術館を一体的に運営し、企画及び広報を強化するため、指定管理業務のうち利用料金制の範囲を見直すこととし、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（環境政策課）

一 改正の要旨

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年十月十二日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（こども家庭課）

一 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉法及び母子健康法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(一) 児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

(二) 児童福祉法の一部が改正され、「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」に改められたことに伴い、用語の整理を行った。

2 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正

母子健康法の一部が改正され、「母子健康センター」が「母子健康包括支援センター」に改められたことに伴い、用語の整理を行った。

三 施行期日

1 二1(一)の改正 平成二十八年十月十二日

2 1以外の改正 平成二十九年四月一日

★ 広島県広島ヘリポート条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（空港振興課）

一 改正の要旨

ヘリコプター及び給油装置をそれぞれ電位ゼロの地点に接地しなければならないこととする広島ヘリポートにおける給油作業等の制限を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年十月十二日

★ 広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（警察本部）

一 改正の要旨

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察本部警務部の分掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する事務を加えた。

二 施行期日

平成二十八年十一月三十日